10 地方バス交通に対する制度の見直しについて

地方バス路線は、今後の高齢化の進展を踏まえると、地域の足と して、その重要性は高まっており、その維持は喫緊の課題となって いる。

しかしながら、複数の市町村間をバス事業者が運行している幹線 系統については既存路線の維持に重点が置かれている一方、市町村 が運行しているフィーダー系統は自らの市町村内での利便性を優先 して運行されており、両系統の整合が取りにくい状況にあり、双方 が衰退する原因となっている。

ついては、幹線系統とフィーダー系統が相互に補完し、地域の足の確保が可能となるよう、制度や仕組みを見直すとともに、地方財政を圧迫している地方バス路線に対する補助制度に関して、次のとおり要望する。

1 地方におけるバス路線の維持に関する法制度を確立するとともに、国(地方運輸局)・都道府県・市町村・バス事業者による協議の場を設け、地域にとって望ましいバス路線のあり方と料金等について決定する仕組みを設けること。

なお、バス事業に係る旅客自動車運送事業の許認可権限については、早期に地方への移譲を進めること。

- 2 地域公共交通確保維持改善事業におけるバスの運行に対する補助制度については、次のとおり拡充すること。
 - (1) 地域間幹線系統については、運行実績に基づいて赤字額を 補填する制度に改めること。
 - (2) 市町村による地域内の足の確保を容易にするため、フィー ダー系統の補助要件を緩和するとともに、補助金額の算定方 法を見直すこと。